

○出席者

【青森県開発審査会】

木村会長、板垣委員、倉内委員、花田委員、村上委員

【弘前市】

都市計画係：樋口課長補佐、藤田係長

【青森県(事務局)】

建築住宅課：駒井建築住宅課長、木村課長代理、佐藤建築指導GM、齊藤SM、庭田技師

○議事

【司会：佐藤GM】

これより令和4年度、第2回青森県開発審査会を開会いたします。

本日は、全員出席でございますので、都市計画法施行令第43条第3号の規定によりこの会議が成立することをご報告いたします。

はじめに、建築住宅課長駒井よりご挨拶を申し上げます。

【挨拶：駒井建築住宅課長】

(略)

【司会：佐藤GM】

それでは木村会長、議事の進行をお願いいたします。

【木村会長】

それでは、第1号議案について弘前市より内容の説明をお願いいたします。

【弘前市：藤田係長】

第1号議案 弘前市：申請者 株式会社フラッシュ
建築許可・・・法第43条、令第36条第1項3号ホ
(議案説明書、付議申請書及び補足資料にて説明)

【木村会長】

ありがとうございました。なにか質問はございますか。確認したいこととか。

【板垣委員】

調剤薬局の既存場所ですが、これは弘前記念病院さんの方と売買したのか。

【弘前市：藤田係長】

こちらは、現在のところ、借地する計画で進んでおります。

【木村会長】

土地の所有者を確認したい。

【板垣委員】

医療と薬局は所有者が違っていなければいけないという縛りがあったと思う。

【弘前市：藤田係長】

株式会社〇〇で所有しています。

【木村会長】

その会社は、薬局の元々の所有者でもあるが、今の薬局は。

【弘前市：藤田係長】

今の薬局は株式会社フラッシュに引き継いでおります。

【木村会長】

土地の所有者を変えるということか。

【弘前市：藤田係長】

土地の所有者は、変わりません。

【木村会長】

細かいところですが、当時の開発面積と違うが、問題ないか。

【弘前市：藤田係長】

新たに現地測量を行い、若干変化があり、当時の開発面積と違ったものになっております。

【木村会長】

提案基準外と言っておりますが、既存事業所の拡張、医療施設関係これについては、合ってますよという説明でしたよね。

【弘前市：藤田係長】

はい。あくまで準用する提案基準に該当します。

【木村会長】

こういう扱いになっているということで良いか。

【建築住宅課：駒井課長】

もし、敷地が変わっていなければ、提案基準6 そのままで良いと思っています。今回は敷地が変わることに加えて、もとの理由が病院の建替えによるものなので、基本は提案基準6として、提案基準26で補足することで問題ないと思っておりました。

【木村会長】

委員の皆様よろしいでしょうか。あと何かありますか。

【花田委員】

薬剤師の人数というのが、4人という形になっていまして、著しく患者さんの増加が見込めないとなっていますが、病院を新築することで患者さんが増えるというのは想定しないのでしょうか。

【弘前市：藤田係長】

記念病院の話になるが、設計段階では、病院側としても規模・用途を変えないということ、記念病院が整形外科専門医院ということ、全て予約制で診療を受け付けていること、さらに病床数を見直し、若干減少の方向性で検討しておりますので、利用者が増えるといったことは想定できないとなっております。

【木村会長】

例えば、増えた場合は、薬剤師を増やさなければならないということになりますか。

【弘前市：藤田係長】

なります。

【木村会長】

薬剤師が増えるということが、今の許可に何か影響を与える要素はありますか。

【弘前市：藤田係長】

特にございません。薬剤師が一人増えるだけです。

【木村会長】

手続きに従って、適法にやっていただければ良いということですよ。開発許可への影響はないですよ。

【弘前市：藤田係長】

はい。影響はございません。

【木村会長】

他に何かございますでしょうか。特になければ、意見集約といたします。ずばりの提案基準はないものの既存事業所の拡張及び医療施設関係の提案基準を準用した形で合致しておりますという説明がございました。申請地において既存施設が、適切にこれまで使用されてきたということと、隣接する病院の建て替えが主なる理由で、薬局と病院はある意味セットの施設だということ、これらを総合的に考え、開発区域周辺における市街化が促進するおそれがないとし、弘前市が許可することについて、異議がないということによろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【木村会長】

当該諮問に対する答えについて、同意ということで、よろしく願いいたします。

【佐藤 GM】

そでれは、本日の議案について、同意ということで手続きを進めさせていただきます。
ここで、事務局から連絡事項がございます。

令和3年度3月にツル産業株式会社（六ヶ所村）で、同審査会に諮問させて頂きまして、保留という結果があったところがございますが、令和4年8月30日付けで、申請者から六ヶ所村に対して許可申請の取下げ、同年9月5日付けで六ヶ所村から県に対し、諮問取下げの手続きがなされましたので、この場をお借りして報告させていただきます。

以上をもちまして、本日の開発審査会は閉会とさせていただきます。
本日はどうもありがとうございました。